

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、各事業部、関係会社がそれぞれの市場に最適な組織体制・事業戦略で運営され、その強みを発揮し、その上で、総合力を生かすグループ経営を目指しています。その為にも、経営基盤にコンプライアンス経営の徹底とコーポレートガバナンスの強化が不可欠です。コーポレートガバナンスをしっかりと機能させ、「顧客」「株主」「取引先」「従業員」などの各ステークホルダーに対する説明責任を確実に果たしていきたいと考えております。当社グループにおけるコーポレートガバナンスの基本は、取締役の「経営監視機能」と執行役員の「業務執行機能」において責任と権限を明確化することです。経営監視機能を担う取締役の員数は、迅速かつ適切な意思決定および取締役会が負う責務の範囲を考慮して12名以下とし、取締役会をサポートする本部門、委員会の充実を図っております。また取締役会の透明性を担保するために、原則として複数名の社外取締役を選任することを基本としております。取締役の任期につきましては、毎年度の経営責任を明確にする上でも1年としております。また監査役および監査役会による経営監視体制も構築しております。監査役の員数は、取締役会に対する監視機能を十分に果たすために5名とし、3名以上の社外監査役を選任することを基本としております。原則として取締役会もしくは監査役会の構成メンバーには、経理担当役員以外に、財務の知識経験を有する者および弁護士等の法律の専門家をそれぞれ1名以上選任するものとします。さらにコーポレートガバナンスの強化は、経営体制だけでなく、職場からの積み上げも重要との認識から、事業所やグループ会社の内部統制機能の強化も図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,677,000	7.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,413,000	5.59
株式会社百十四銀行	7,537,253	3.69
明治安田生命保険相互会社	7,354,576	3.60
農林中央金庫	5,926,838	2.90
日本生命保険相互会社	5,570,075	2.73
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,494,834	2.69
株式会社三井住友銀行	4,650,219	2.28
ノーザントラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノントリーティー	3,787,982	1.86
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,493,000	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 「外国人株式保有比率」及び「大株主の状況」は平成26年9月30日現在で記載しておりますが、当社は、平成26年5月8日開催の取締役会の決議により平成26年5月30日付で自己株式24,445,350株を消却いたしました。これにより、同日付をもって、発行済み株式総数が204,000,000株となっております。
- 平成26年6月16日付(報告義務発生日平成26年6月9日)で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局長に提出されており、株式会社三菱東京UFJ銀行が保有する5,494千株につきましては、上記「大株主の状況」に記載しておりますが、他の共同保有者については、本コーポレートガバナンス報告書の提出日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- 平成26年9月4日付(報告義務発生日平成26年8月29日)で三井住友信託銀行株式会社から大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局長に提出されておりますが、本コーポレートガバナンス報告書の提出日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- 平成26年11月19日付(報告義務発生日平成26年11月15日)でマサソン・アセット・マネジメント・エルエルピーから大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局長に提出されておりますが、本コーポレートガバナンス報告書の提出日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- 平成26年11月20日付(報告義務発生日平成26年11月14日)でブラックロック・ジャパン株式会社から大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが、本コーポレートガバナンス報告書の提出日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- 平成26年12月4日付(報告義務発生日平成26年11月28日)でJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局長に提出されておりますが、本コーポレートガバナンス報告書の提出日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認がで

きておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

7. 平成27年1月9日付(報告義務発生日平成26年12月31日)で野村證券株式会社から大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが、本コーポレートガバナンス報告書の提出日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
片山 登志子	弁護士											
高 巖	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片山 登志子	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	弁護士として消費者問題に長年取り組まれており、豊富な経験と深い知見を保有しておられることなどから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。当社は、主に食品の製造・販売を行っており、消費者視点を重視した経営を行うことは、当社の事業の発展に欠かせないことと認識しており、株主利益に寄与するものと考えております。
高 巖	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	企業倫理、CSRに関する研究を長年続けておられ、また国際経済に関する幅広い見識を有しておられることなどから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。また2002年～2004年にかけて日本ハムグループ企業倫理委員会の委員長として、またその後は当社企業価値評価委員会委員として、当社グループのコンプライアンス

		経営の確立と企業価値向上にご尽力を頂いております。当社は主に食品の製造、販売を行っており、消費者の視点を重視した経営を行うことは当社の事業の発展に欠かせないことと認識しており、株主利益に寄与するものと考えております。
--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	役員指名検討委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬検討委員会	8	0	2	2	0	4	社外取締役

補足説明 更新

役員指名検討委員会は、経営の監督機能の強化と透明性をより一層向上させるため、役員候補者(執行役員を除く)を選定し社長に提案し、社長は提案を受け委員会に再上程し、委員会はその検討結果を取締役に報告することとしています。「その他」の1名は人事担当の執行役員であります。

報酬検討委員会は、経営の透明性を高めるため、役員評価・報酬に関する諸制度を構築し、適正に運用することを目的に設置しております。「その他」の4名は、人事部、経営企画部、経理財務部を担当する各執行役員及び人事部長であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と会計監査人の連携状況としましては、期初の監査方針・監査計画に対する意見交換、期中・期末の監査実施状況・監査結果の報告を受け情報の共有化を図るとともに、随時監査に同行し監査の方法等・妥当性について検証を行っております。
・監査役と内部監査部門の連携状況としましては、期初の監査方針(重点方針等)・監査計画に対する意見交換及び期中において随時監査に同行するとともに、監査結果の指摘事項に対する適正性等に対する意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本井 文夫	弁護士													
大塚 明	弁護士													
森本 民雄	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本井 文夫	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	弁護士として、長年活動を続けられ、刑事法全般(会社関係刑法、税法等行政罰則事案)やコンプライアンスに知見を深くお持ちです。当社の経営に対し、様々な視点から適時、ご助言を頂くことは、当社の経営の健全性に寄与するものと考えており、株主利益につながるものと考えております。
大塚 明	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	弁護士として長年活動を続けておられ、幅広い分野において深い知見をお持ちであります。当社の経営に対し、様々な視点から適時、ご助言を頂くことは、当社の経営の健全性に寄与するものと考えており、株主利益につながるものと考えております。
森本 民雄	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	公認会計士として長年活動を続けられ、監査法人での経験も長いことから、企業の財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社の経営に対し、財務・会計の視点から適時、ご助言を頂くことは、当社の財務・会計の健全性に寄与するものと考えており、最終的には株主利益につながるものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

- 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社(以下「日本ハムグループ」という。)の取締役(社外取締役は除く。以下同じ)、監査役(社外監査役は除く。以下同じ。)、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他重要な使用人(注1)(以下「取締役等」という。)となったことがないこと。
- 日本ハムグループの取締役等の三親等以内の親族でないこと。
- 当社の大株主(注2)又はその取締役等、もしくは日本ハムグループが大株主となっている者の取締役等でないこと。
- 日本ハムグループの主要な取引先企業(注3)の取締役等でないこと。
- 日本ハムグループから当事業年度において1,000万円以上の寄付を受けた者(当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。)でないこと。
- 日本ハムグループから取締役・監査役報酬以外に、当事業年度において1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者(当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。)でないこと。
- 本人が取締役等として所属する企業と日本ハムグループとの間で、「社外役員の相互就任関係」(注4)にないこと。

注1.「重要な使用人」とは、部長職以上の使用人をいう。

注2.「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

注3.「主要な取引先企業」とは、日本ハムグループとの取引において、支払額又は受取額が、日本ハムグループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。

注4.「社外役員の相互就任関係」とは、当社グループの取締役等が社外役員として現任している会社から社外役員を迎え入れることをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度は、基本報酬と評価報酬からなり、評価報酬は業績に応じて0%～200%までの展開となります。なお社内取締役・執行役員に対する株式報酬型ストックオプションにつきましては、2008年6月を以て廃止いたしました。また過去に付与しました新株予約権につきましては廃止とせず、役員退任後、行使できるものとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役については、社外取締役を除いた報酬総額を開示している。監査役については、社外監査役を除いた報酬総額を開示している。また社外役員（社外取締役および社外監査役）については、報酬総額を開示している。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

「報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針」

【当社の役員報酬に関する基本的な考え方】

優秀な人材を経営者として登用・確保し、役員の職務遂行が企業価値の最大化につながることを目的に、「透明性」、「公正性」及び「合理性」の高い報酬体系としております。

役員報酬における「透明性」、「公正性」及び「合理性」を担保するため、役員報酬の制度構築・運用・水準等については、社外取締役を委員長とする報酬検討委員会の検討・合議を経て取締役会において決定することとしております。

【取締役報酬の概要】

1. 取締役の報酬は、役位別に定めた標準額に株式取得型報酬を加えた額としております。なお、退職慰労金は支給しておりません。

(1) 標準額は基本報酬と評価報酬とし、評価報酬は年度業績及び個別に設定する目標の達成度合いに応じて変動します。

(2) 中長期的な業績反映を意図した株式取得型報酬は、毎月一定の報酬額としております。取締役はその一定額で当社株式を取得（役員持株会経由）します。この株式は在任期間及び退任後1年間は譲渡できないものとしております。

2. 社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。なお、退職慰労金及び株式取得型報酬は支給しておりません。

【監査役報酬の概要】

監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。なお、退職慰労金及び株式取得型報酬は支給しておりません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、専従スタッフは配置しておりませんが、経営企画部がサポートを行っております。社外監査役につきましては、監査役全員に対する専任の担当者2名が、サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）ガバナンス体制について

当社グループは、各事業部、関係会社がそれぞれの市場に最適な組織体制・事業戦略で運営され、その強みを発揮し、その上で、総合力を生かすグループ経営を目指しています。その為にも、経営基盤にコンプライアンス経営の徹底とコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠です。コーポレート・ガバナンスをしっかりと機能させ、「顧客」「株主」「取引先」「従業員」などの各ステークホルダーに対する説明責任を確実に果たしていきたいと考えております。

当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスの基本は、取締役の「経営監視機能」と執行役員の「業務執行機能」において責任と権限を明確化することです。経営監視機能を担う取締役の員数は、迅速かつ適切な意思決定及び取締役会が負う責務の範囲を考慮して12名以下とし、取締役会をサポートする本社部門、委員会の充実を図っております。

また取締役会の透明性を担保するために、原則として複数名の社外取締役を選任することを基本としております。取締役9名のうち2名を社外取締役としており、男性8名・女性1名の構成です。取締役の任期につきましては、毎年度の経営責任を明確にする上で1年としております。

また監査役及び監査役会による経営監視体制も構築しております。監査役の員数は、取締役会に対する監視機能を十分に果たすために5名とし、3名以上の社外監査役を選任することを基本としております。原則として取締役会もしくは監査役会の構成メンバーには、経理担当役員以外に、財務の知識経験を有する者及び弁護士等の法律の専門家それぞれ1名以上選任するものとします。監査役5名のうち3名は社外監査役としており、男性5名の構成です。

さらにコーポレート・ガバナンスの強化は、経営体制だけでなく、職場からの積み上げも重要との認識から、事業所やグループ会社の内部統制機能の強化も図っております。

取締役の「経営監視機能」と執行役員の「業務執行機能」に、責任と権限を明確化しています。

取締役会は、月1回の開催を例とし、取締役（社外取締役を含む）と監査役（社外監査役を含む）で構成され、代表取締役社長が議長を務め、最

高意思決定機関として法令、定款に定める事項及びその他重要事項の決定を行います。

監査役会は、月1回の開催を例とし、監査役(社外監査役を含む)で構成され、監査に関する重要な事項について決定を行います。

経営戦略会議は、月2回の開催を例とし、社外取締役を除く取締役及び取締役社長が指名する執行役員で構成され、経営方針に関する重要事項の決定、グループ内の連絡調整を行います。取締役会・経営戦略会議に付議される案件は、それぞれ月2回開催される投融資会議、ガバナンス会議にて事前の検討を行います。

監査・監督機能については、監査役監査の外、監査部による内部監査、品質保証部による品質監査、CSR推進部による環境監査、コンプライアンス部によるモニタリングを通じて、業務の適正性を確保するように努めております。

その他の委員会としては、代表取締役及び社外取締役を含む8名の委員で構成される「コンプライアンス委員会」において、グループ全体のコンプライアンスに関する方針や施策の検討を行います。取締役を含む17名の委員で構成される「リスクマネジメント委員会」において、グループ全体のリスク管理に関する方針や施策の検討を行います。

役員報酬制度や運用についての検討は、代表取締役及び社外取締役を含む8名の委員で構成される「報酬検討委員会」において行っております。委員長は社外取締役が務めております。

取締役・監査役候補者の検討は、代表取締役及び社外取締役を含む4名の委員で構成される「役員指名検討委員会」で行い、取締役会に報告を行います。委員長は社外取締役が務めております。

当社は、以上のような体制により、公正で効率的企業経営を行えるものと考えております。

(2) 社外取締役に關する事項

当社の社外取締役である片山取締役は、弁護士として消費者問題に長年取り組まれており、豊富な経験と深い知見を保有しておられます。従って、消費者視点に基づいて経営を監督し、一層消費者を意識した取締役会の運営を図ることにご尽力いただけるものと考えております。当社は、食品を生産・製造し、主に一般消費者を対象として製品を販売していることから、消費者視点に沿った経営を行うことは、当社の事業の発展に欠かせないことと認識しており、最終的には、株主利益に寄与するものと考えております。また片山取締役は、(1)項に記載の通り、報酬検討委員会の委員長、コンプライアンス委員会・役員指名検討委員会の委員として、社外の視点より、ご助言を頂いております。

当社の社外取締役である高取締役は、企業倫理、CSRに関する研究を長年続けておられ、また国際経済に関する幅広い見識を有しておられることなどから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。当社は、食品を生産・製造し、主に一般消費者を対象として製品を販売していることから、コンプライアンスを基本とし、消費者視点に沿った経営を行うことは、当社の事業の発展に欠かせないことと認識しており、最終的には、株主利益に寄与するものと考えております。また高取締役は、(1)項に記載の通り、役員指名検討委員会の委員長、報酬検討委員会の委員として、社外の視点から、ご助言を頂いております。

(3) 監査役の機能強化に係る取り組み状況

当報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】の項に記載しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、上記の通り、取締役の「経営監視機能」と執行役員の「業務執行機能」に、責任と権限を明確化しています。また取締役会、経営戦略会議、投融資会議、ガバナンス会議等の決裁権限を明確にして審議していることや、5つの委員会による取締役会に対しての提言機能、および監査役監査、内部監査、品質監査、環境監査、コンプライアンス部によるモニタリングなどを適切に組み合わせることによって、公正で効率的な企業経営を行えるものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、株主総会の集中日を避けて、株主総会を設定している。
招集通知(要約)の英文での提供	ホームページでの掲載
その他	・電子公告の実施 ・当社ホームページにおいて、招集通知を発送日に掲載するほか、株主総会のご報告を含め、株主様に向けた情報のご提供をしております。また、株主様と当社経営陣の双方向コミュニケーションを深める場として「株主フォーラム」を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2014年4月1日～2015年3月31日の間、2回開催	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回開催、内2回は代表取締役社長が出席	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年2回実施	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向け説明会の資料を決算発表当日に掲載 アナリスト・機関投資家向け説明会の決算概要資料を説明会当日に掲載 アナリスト・機関投資家向け説明会の議事録を説明会終了後、一週間以内を目途に掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR部が担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明		
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念・経営理念、グループ行動基準においてステークホルダーへの責任を明記		
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001 取得(21 カ所)、社会・環境レポートの作成、一般のお客様を対象とした工場見学の実施、WEB サイト「アレルギーねっと」の運営と食物アレルギーに関する情報の提供、少年野球教室・サッカー教室の開催、「みんなの森林活動」による国有林保護支援活動、他		
その他	当社グループの販売する商品の購買決定には女性の影響が強く、女性の価値観や視点を活かした商品やサービスを提供することが重要です。そのため、取締役会及び業務執行を女性も担うこと、及び事業活動においては男女ともに活躍できる職場の実現を目標に、2005年度より女性活躍推進の取組みを進めております。 新中期経営計画パート4(2012年4月～2015年3月)では、経営戦略の一つである「人材の獲得と育成」の具体策として「次世代の経営を担うマネジメント層の育成」を掲げていますが、その対象に「女性社員の機動的な登用や戦略的な配置」を行うことを明確にしております。		
	【女性の役員や管理職への登用にに向けた取組み】 ・女性ビジネスカレッジ(意識改革、キャリア形成支援、マネジメントスキル向上、メンター制度、経営トップ層とのコミュニケーションの機会づくり) ・グループ各社での女性活躍推進計画の策定・実施		
	【全役職員の意識変革に向けた取組み】 ・男女共生セミナー 2004年から毎年、東京・大阪で開催 【働き続ける仕組みづくり】 ・育児支援データベース		
		2004年3月期末 グループ(単体)	2014年3月期末 グループ(単体)
	管理職に占める女性比率	0.5%(0.3%)	2.0% (3.5%)
	女性社員比率	12.9%(9.7%)	17.8% (15.8%)

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は日本ハムグループ行動基準において「行動基準の基本的考え方」を設け、その中に次を定めている。企業の役員及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。当社は、このような認識に基づき、法令および日本ハムグループの行動基準等の遵守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。
- 2) 当社の役員は、この実践のための企業理念、経営理念、行動規範に従い、日本ハムグループにおける企業倫理の遵守及び浸透を率先して行う。
- 3) コンプライアンスの責任者としてコンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンス部を所管せしめる。これにより日本ハムグループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役は、その職務に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書取扱に関する定めに基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保管しかつ管理する。
 - (1) 株主総会議事録と関連資料
 - (2) 取締役会議事録と関連資料
 - (3) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料
 - (4) 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - (5) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- 2) 代表取締役社長は、上記1)における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となる。代表取締役社長は、会社法所要の議事録の作成に係わる職務を行う。
- 3) 上記1)に定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 経営判断の妥当性を確保するために、ガバナンス会議・投融資会議・経営戦略会議にて検討・審議を行う。
- 2) リスク管理に関する定めを制定し、日本ハムグループのリスクを統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する部署としてリスク管理を統括する部署を設置する。
- 3) リスク管理を統括する部署は、コンプライアンス部及び関係部署と連携し、リスク管理に関する定めに基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- 4) 日本ハムグループにおけるリスクを除去し、コンプライアンス経営に寄与することを目的にリスクマネジメント委員会を設置・開催して、リスク情報の共有や調査、対応確認を行う。
- 5) 監査部は、コンプライアンス部及び関係部署と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
- 6) コンプライアンス委員会を開催し、定期的にコンプライアンスの浸透状況や具体的な課題等を取締役会に報告、提案を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、原則として取締役のうち複数名は社外取締役とする。
- 2) 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
- 3) 代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、職務権限規則に定める機関又は手続きにより必要な決定を行う。職務権限規則については、法令の改廃・業務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、経営理念、行動規範の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。また、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に、日本ハムグループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
- 2) 日本ハムグループの役員及び使用人は、日本ハムグループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合、日本ハムグループ行動基準に従って日本ハム株式会社に報告するものとする。コンプライアンス担当役員は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、当該会社の社長と協議の上、必要と認める場合適切な対策を決定する。
- 3) 日本ハムグループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、コンプライアンスの社内窓口及び社外窓口を設置・運営する。
- 4) 重要な情報については、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に日本ハムグループの役員及び使用人に開示し、周知徹底する。
- 5) 代表取締役社長は、監査部を直轄する。監査部は、代表取締役社長の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行う。その他、品質に関する監査は品質保証部が、また環境に関する監査は社会・環境室がそれぞれ行う。

6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 日本ハムグループ行動基準を役員及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- 2) 上記1)の徹底を図るため、コンプライアンス部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員及び使用人に対する教育等を行う。
- 3) 日本ハムグループの代表取締役及び業務執行取締役・執行役員は、各部門の業務執行の適正を確保するため、主要業務管理規定を整備するなど、内部統制の確立に努める。
- 4) 監査部は、日本ハムグループ各社の業務を所管する事業部と連携して、日本ハムグループ各社に対する内部監査を実施する。
- 5) コンプライアンス窓口を設け、日本ハムグループ内の全使用人が社内相談窓口及び社外相談窓口に直接相談できる制度を設ける。
- 6) 日本ハムグループは、財務報告の信頼性を確保するよう体制を構築し、関係する諸規程を整備するとともに、担当部門及び監査部門がその運用状況について定期的に評価を行って問題点を発見し、改善する仕組みを構築する。また、会計基準や関連法規を遵守するための教育や啓蒙を行い、財務報告に係る内部統制の充実を図る。

7. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役は、その職務を補助すべき使用人として、監査役スタッフを置く。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分は監査役会の意見を尊重する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役は、取締役会に出席し、また監査役会の代表者は経営戦略会議及び執行役員会議に出席する。

2) 取締役は、監査役会と協議の上、監査役会に報告すべき事項を定める規定を制定し、この規定に基づき、次に定める事項を報告する。

- (1) 経営戦略会議で決議された事項
- (2) 日本ハムグループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- (3) 毎月の経営状況として重要な事項
- (4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- (5) 重大な法令・定款違反
- (6) 日本ハムグループ行動基準に反する事項
- (7) コンプライアンス窓口の通報状況及び内容

3) 使用人は、2)の(4)、(5)及び(6)に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができる。

10. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 原則として、監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
- 2) 監査役会による業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- 3) 監査役は、監査部の職員に監査業務に必要な事項を担当させることができる。監査部は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

日本ハムグループは、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応する。日本ハムグループ行動基準に反社会的勢力に対する対応を定めて日本ハムグループで徹底するとともに、当社総務部において不当要求の情報収集や管理を行い、反社会的勢力に対するリスクの軽減を図る。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由で活発な取引をしていただいております。よって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由な意思に依拠すべきであると考えております。

一方、当社は、顧客の皆様やお得意先様に対し安全で安心な商品を安定的に供給し豊かな食生活の実現を通して社会に貢献していきたいと考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みに関する具体的内容

当社は、2014年6月26日開催の第69回定時株主総会にて株主のご賛同を得て、事前警告型ライツプランを導入しております。本プランの有効期間は、2015年6月開催の定時株主総会までとしております。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付提案が行われる場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものか否かの判定と株主の皆様による当該大規模買付行為への評価には、当社取締役会が大規模買付行為に関する十分な情報を確保し、株主の皆様に適時適切に情報を提供することが重要であると考えています。本プランは、大規模買付行為に関する情報収集や検討期間、大規模買付者との交渉や当社取締役会としての代替案を提示するための機会を確保することを目的としています。

本プランは、議決権割合が20%以上となる当社株式の大規模買付行為を対象とし、当該行為が認められた場合、当社取締役会は、大規模買付者からの情報提供を求めるとともに、当該情報等を検討したうえで、当該買付行為についての評価し、当社取締役会としての意見を慎重に形成・公表し、必要に応じて代替案の提示を行います。

本プランによる対抗措置は、当社から独立した関係にある社外委員で構成される企業価値評価委員会が当該買付行為についての評価を行い、当社取締役会に対して対抗措置の発動または不発動の勧告を行った上で、取締役会が決定いたします。大規模買付行為の内容、態様及び手法に鑑み、対抗措置の発動がなければ、当社の企業価値・株主共同の利益の毀損するおそれがあると客観的かつ合理的に認められる場合にかぎり、対抗措置の発動として、一部取得条項付新株予約権の無償割当てを行うものとします。

なお、企業価値評価委員会が対抗措置の発動に関して、株主の意思を確認する必要がある旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し株主の意思を確認した上で、対抗措置の発動・不発動を決定いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資者の保護と信頼確保を目的として、「発生事実」の管理こそが「情報管理の真髄」であるとの理念の下、当社の内規である会社情報管理規則に則り、以下のような流れによって、重要な会社情報の適時かつ適切な開示に努めております。実際には、同規則に「非日常的な事象」12項目(注)を定義し、この様な事象が当社及び当社グループ会社に発生した場合は、その情報を全て情報集約窓口であるコンプライアンス部を経由して、情報管理総括責任者である当社の代表取締役社長に集約し、常に適時かつ適切な開示が行える体制を構築しております。なお、「決定事実」「決算情報」については、代表取締役社長に報告し、取締役会承認後遅滞なく、適時かつ適切な開示を行っております。

(注)非日常的な事象とは、

- (1) 自然災害による被害
- (2) 労働災害(休業4日以上もしくは身体の欠損を伴う災害)・通勤災害による被害
- (3) 事故による被害
- (4) 業務上の損害
- (5) 訴訟の可能性
- (6) 監督官庁又は役所による立ち入り調査または命令・勧告・処分等
- (7) 取引先の経営不振
- (8) 債権の取立不能又は遅延
- (9) 取引先との取引停止
- (10) 反社会的勢力と思われる団体・個人からの不当要求
- (11) その他、法令等に抵触する可能性のある事項
- (12) その他、地域住民からの申し入れや社会通念上、トラブルになる可能性のある事項

重要な会社情報の適時かつ適切な開示の流れ

- (1) 現場における「非日常的な事象」の発生。
- (2) 発生部署の「情報管理責任者」が「重要事項報告書」を作成し、担当役員及びコンプライアンス部に速やかに報告。
- (3) 報告を受けた担当役員及びコンプライアンス部が速やかに事実関係を確認。
- (4) コンプライアンス部が、「非日常的な事象」の事実内容を確認し、速やかに「情報取扱責任者」に対して、情報開示の要否確認を依頼。
- (5) 依頼を受けた「情報取扱責任者」は、必要に応じて外部識者(取引所、弁護士、関東財務局、公認会計士、取引金融機関等)に意見を求め、情報開示の要否の結果をコンプライアンス部に回答。
- (6) 情報開示の必要があるとの回答を受けた場合、コンプライアンス部は、取締役会又は経営戦略会議に対して「重要事実」を報告。
- (7) 報告を受けた「情報管理総括責任者」(当社代表取締役社長)は、「情報取扱責任者」に対して「重要事実」の開示を指示。
- (8) 証券取引所における情報開示(同時に金融商品取引法に基づく臨時報告書等の提出が必要な場合は、当該報告書を関東財務局に提出)。

